

調布市基本構想（案）

～ともに生き ともに創る 彩りのまち調布～

令和4年11月

調布市

目 次

第 1 章	策定に当たって	1
第 1 節	策定の背景	1
第 2 節	策定の意義・目的	2
第 3 節	まちづくりの潮流と課題	3
第 2 章	まちの将来像	6
第 1 節	まちづくりの基本理念	6
第 2 節	まちの将来像	7
第 3 節	目標年度	7
第 4 節	人口規模	7
第 5 節	まちづくりの基本目標	8
第 3 章	分野別の将来像とまちづくりの基本方向	9
第 1 節	基本目標 1 【防災，防犯】 安全に安心して住み続けられるために	9
第 2 節	基本目標 2 【子育て支援，学校教育，子ども・若者】 安心して子どもを産み育てられ，将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために	10
第 3 節	基本目標 3 【福祉（高齢福祉・障害福祉・地域福祉），健康づくり】 みんなで支え合い，いつまでも心穏やかに暮らすために	11
第 4 節	基本目標 4 【生涯学習，スポーツ・レクリエーション】 学びやスポーツを通じ，誰もが充実した毎日を過ごすために	12
第 5 節	基本目標 5 【共生社会（地域コミュニティ・人権・LGBTQ・多文化共生），平和】 多様性を認め合い，安心して自分らしく暮らせるために	13
第 6 節	基本目標 6 【産業（創業支援・地域経済），観光，芸術・歴史文化】 調布ならではの魅力にあふれ，活気に満ちたまちにするために	14
第 7 節	基本目標 7 【市街地整備（駅周辺・住宅・景観），交通環境・道路整備】 地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために	15
第 8 節	基本目標 8 【環境保全，緑・農地・水辺・公園】 豊かな自然と人が共生する，持続可能なまちをつくるために	16
第 4 章	まちの将来像の実現に向けて	17
第 1 節	市民が主役のまちづくり	17
第 2 節	市民のための市役所づくり	17
第 3 節	計画的な行政の推進	18

第1章 策定に当たって

第1節 策定の背景

市は、これまで5次にわたる総合計画に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んできました。

平成25年度からの第5次総合計画期間においては、とりわけ、平成24年8月の京王線地下化の実現と連動した中心市街地における南北一体の都市基盤整備等、調布のまちの骨格づくりを着実に進めてきました。あわせて、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が市内でも開催され、それぞれの大会を契機としたまちづくりへの多面的効果をもたらす有形・無形のレガシー創出のため、多様な主体と連携しながら、ソフト・ハード両面での取組を展開してきました。また、自然災害等の突発的な事象への対応も図りながら、計画に位置付けた各種事業の着実な推進に最大限取り組んでいます。

そうした中、世界中でまん延している新型コロナウイルス感染症は、市民生活にも大きな影響を及ぼしており、感染症の拡大防止とともに、市民生活及び地域経済支援への継続的な取組が求められています。また、市民の生活様式の変化とともに、社会のデジタル化が加速したことから、行政サービスにおいてもデジタル技術の活用が急務となっています。

国際社会においては、令和4年2月に始まったロシアのウクライナへの侵攻により、子どもを含む多くの尊い命が犠牲となっていることを受けて、平和を希求する思いは、より一層高まっています。

他方、日本全体では既に人口減少・少子高齢社会を迎えており、市の総人口は、現在の微増傾向から、徐々に減少局面に転じるとともに、特に高齢者数の増加によって、人口構造が大きく変化するが見込まれ、それに伴う様々な影響が予測されます。

近年の市を取り巻く社会環境に目を向けると、地域住民や地域の多様な主体が参画し、それぞれがつながることで、住民一人一人の暮らし、生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現や、関心が高まっている多様な性の在り方の尊重をはじめとした人権に関する課題への対応が求められています。このほか、気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けた機運の醸成等、社会全体で取り組むべき重要な課題は新たな局面を迎えています。

持続可能なまちづくりや地域活性化につなげるため、国際社会の共通目標であるSDGsの達成や国全体の共通課題である地方創生に向けた取組の一層の推進が重要となります。

こうした多様化・複雑化する諸課題に対し、これまでの幅広い市民参加と協働によるまちづくりを更に発展させ、NPO・企業・大学等、多様な主体とともに考え、ともに行動し、地域課題を解決していく共創の取組の必要性は、今まで以上に高まっています。

このような認識の下、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代にあって、市はこの基本構想

を策定し、まちの将来像を市民と共有することで、市民と市が互いを尊重しながら、それぞれの役割を果たし、次世代に引き継ぐことができる、夢と希望に彩られた未来の調布の実現を目指すものです。

第2節 策定の意義・目的

市は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨にのっとり、自治の基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにし、自治によるまちづくりを進め、もって活力ある豊かな地域社会を実現するため、平成25年4月に調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を施行しました。

この条例に基づき、市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、市民参加の下、まちの将来像を示す基本構想及びその実現を図る基本計画を策定します。

この基本構想の策定に当たっては、市民と市職員等で構成する検討組織として、「調布市基本構想策定推進市民会議」を設置し、基本構想の案づくりを協働で進めてきました。

このような過程を経て策定するこの基本構想は、市民と市が力を合わせて実現を目指すまちの将来像を明らかにしたものであり、次の意義・目的を有しています。

1 まちづくりの目標を共有する基本構想

市は、この基本構想に掲げたまちの将来像や基本目標を市民、議会と共有し、互いに尊重し合い、それぞれが責任と役割を果たしながら、誰もが将来に夢や希望を持ち、いつまでも安全・安心に暮らせる地域社会の実現に向けて、より一層の参加と協働のまちづくりを推進していきます。

2 まちづくりの指針となる基本構想

この基本構想は、これまで積み上げてきたまちづくりの成果を引き継ぎつつ、新たなまちの将来像として8年後の令和12（2030）年度までの目標を定め、その目標に向けた針路を総合的に示すものであり、市政経営における計画的な行財政運営や個別の施策、事業を推進するうえでの指針となるものです。

第3節 まちづくりの潮流と課題

今後のまちづくりを進めるうえでは、様々に変化する市政を取り巻く状況や社会経済情勢の潮流を踏まえ、その時々における調布のまちの地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要があります。

1 人口構造の変化

我が国全体では既に、総人口の減少、更なる少子高齢化が進行しています。

市は、本基本構想期間において、総人口がピークを迎え、また生産年齢人口はピークを迎えた後、減少局面に転じると予測される一方、老年人口は引き続き増加傾向を見込んでいます。また、昭和48年前後に生まれた、いわゆる団塊ジュニア世代が年齢を重ねることで、市における高齢化率は一段と高まることが見込まれます。こうした人口構造の変化に伴い、社会保障関係経費の増大や市税収入の減少等、市政における多方面での影響が懸念されます。

このような状況においても、市が今後も魅力あふれる豊かなまちとして発展していくためには、人口減少と地域経済縮小の克服を目指す地方創生の視点を踏まえ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、高齢者が生きがいを持って暮らせる社会づくりを進めていく必要があります。加えて、まちの活力やにぎわいの維持・向上に向け、都市としての付加価値を高め、通勤・通学・買い物・観光等で調布のまちを訪れる交流人口や市と多様な関わりを持つ関係人口の増加につながる取組が重要となります。

2 これまでのまちづくりの成果を一層の利便性向上、にぎわいにつなげ、魅力あふれる豊かなまち調布を実現

市は、京王線の地下化を契機とする南北一体の街づくりにおいて、21世紀の調布のまちの骨格となる都市基盤整備や複合商業施設の開業等、ソフト・ハード一体となったまちづくりを前進させてきました。今後、調布駅前広場や鉄道敷地の整備が完了することにより、これまでのまちづくりの成果が実を結ぶ大きな節目を迎えることとなります。

引き続き、自然と共生し、快適で住みよいまちとしての魅力を高めていくため、地域の特性を生かした都市基盤整備と併せ、住環境の整備に取り組んでいく必要があります。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー

世界的スポーツ大会であるラグビーワールドカップ2019日本大会、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が市内でも開催されたことによる、まちづくりの多面的な効果をレガシーとして、継承・発展させていく必要があります。

とりわけ、パラリンピックが市内で開催されたことを受け、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らし続けられる共生社会の一層の充実に向け標ぼうした「パラハートちょうふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」の下、様々な分野で取組を展開していく必要があります。

4 新型コロナウイルス感染症対策・市民生活支援・地域経済対策

新型コロナウイルスの感染拡大は、市民生活や市内経済に大きな影響を及ぼすとともに、市民の意識や生活様式に変化をもたらしました。

国、東京都の方針や取組と連動しながら、「感染症拡大防止に向けた取組」、「市民生活及び子どもたちへの支援」、「地域経済への支援」の三つの柱を基軸として、市民一人一人の命と

健康、安全と安心を守ることを第一に、市民生活支援としてセーフティネットを有機的に機能させるとともに、地域経済への影響を的確に把握しながら、国や東京都の対策のほか、関係機関との連携の下、様々な対策に取り組む必要があります。

引き続き、国や東京都の動向とも連動しながら、市内における感染症の拡大防止と社会・経済活動の維持・再活性化の両立に必要な対策を迅速かつ的確に実施していく必要があります。

5 防災・減災のまちづくり

令和元年台風第19号は、市制施行以来初めての避難勧告（令和3年5月の災害対策基本法の改正により「避難勧告」は廃止され、現在は「避難指示」となっています。）を発令する風水害となり、市内においても多摩川流域地域で家屋への浸水等多くの被害が発生しました。こうした気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や、暑熱への対策が求められています。

東日本大震災は、市民の生活にも大きな影響を及ぼし、また、首都直下地震が、近い将来において高い確率で発生することが予測される中、災害への備えや対応について市民の意識はより一層高まっています。

まちの防災機能の向上のため、都市計画道路や生活道路の計画的な整備を進めるとともに、旧耐震基準により建築された住宅の耐震化を促進する必要があります。

いっどこで起こるか分からない災害による被害を最小限に抑えるため、自助・公助での備えに加え、産学官民連携も含めた地域における共助の取組を推進することで、これまで以上に市民が安全・安心に暮らせる調布のまちづくりを進める必要があります。

日常的に使用・提供している、教育・スポーツ・環境分野等における施設機能や市民サービス、システム、エネルギー等を、平常時だけでなく非常時においても利活用できるよう整備するフェーズフリーの考え方に基づくまちづくりに取り組む必要があります。

6 ゼロカーボンシティ調布の実現

近年、世界規模で気候変動や生物多様性の損失等の環境問題が重要課題となっている中、国際的に脱炭素社会の実現に向けた機運が高まっています。今後、カーボンニュートラルの実現に向け、国を挙げて温室効果ガス排出量の削減に向けた取組が活発化していくと見込まれる中、行政が規範となり率先して取り組むとともに、市民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、フードドライブを通じた食品ロスの削減、事業者による環境に配慮した経営、事業活動の普及を促進するための仕組みを整える必要があります。

また、市民の暮らしにうるおいやすらぎを与える自然環境を守りながら自然と調和したまちづくりを進めていく必要があります。市内の貴重な自然を将来世代に引き継ぐために、水と緑の保全や緑化を推進するとともに、脱炭素・循環型社会の形成に向けた取組を市民、事業者及び行政が連携、協力し、実践することが求められています。

7 市民サービス・行政・地域社会のデジタル化の推進

新型コロナウイルスの感染拡大と相まって、国や東京都から相次いで、デジタル化に関する方針（デジタル田園都市国家構想、Society5.0等）が打ち出される中、市においても、行政手続や市民サービスのデジタル化が求められており、デジタルデバインド対策に十分な配慮を行いつつ、スマートシティの推進を視野に、デジタル技術やデータを活用した市民の利便性の向上を目指し、積極的に取り組んでいく必要があります。

8 共創のまちづくり

多様化・複雑化する行政課題や市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するためには、行政が様々な主体と連携・協力しながら施策を展開していくことが不可欠です。その中で、SDGsに掲げられた各目標の達成に資する取組を推進していく必要があります。

市内では、防災・防犯，福祉，環境等の様々な分野で市民・団体等が活発に活動しており，今後も，こうした多様な主体の参加と協働をより一層発展させ，行政との適切な役割分担の下，ともに考え，ともに行動し，地域課題を解決していく共創のまちづくりを進めることが必要となっています。

調布スマートシティ協議会等，産学官民それぞれの知見や技術を生かし，創意工夫の下，連携・協働しながら，市における社会的課題の解決に向け取り組む必要があります。

第2章 まちの将来像

第1節 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念の考え方

市は、これまで、様々な都市機能を備え利便性が高く、かつ、水と緑に恵まれた豊かな自然環境と調和したまちとして発展してきました。

また、恒久平和や一人一人を尊重するという市民の思いを大切にするとともに、ユニバーサルデザインの考え方や地球規模での環境問題等の課題にも対応したまちづくりを実践してきました。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和は人類共通の願いです。市は、調布市非核平和都市宣言及び調布市国際交流平和都市宣言の理念に基づく被爆地への子どもたちの派遣をはじめ様々な平和事業を通じて、戦争の悲惨さ、また平和の尊さを後世に伝えていく取組を市民とともに継続しています。

社会経済のグローバル化や地方分権の進展等により、地方自治体や市民生活を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、人々の価値観は多様化しています。

市は、「パラハートちょうふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」を標ぼうし、様々な障害に対する理解を深め、一人一人が寄り添う心を持ち、手を取り合って暮らせる共生社会の充実につなげる取組を展開しています。

このような中で、これまでのまちづくりの成果を引き継ぎ、誰もがいつまでも安心して住み続けたいと思えるまち、人が集まる活気とにぎわいに満ちた楽しいまち、そして、人と人とのふれあいや思いやりの心を大切にしながら、ほっとするぬくもりを感じられるまちをつくることに、次の世代につないでいきます。

そのため、まちづくりの基本的な理念を次のとおり掲げます。

1 個の尊重

誰もが自分らしく生きていくためには、様々な背景を有する全ての人がお互いに生活習慣や文化、価値観等の違いを認め合い、ともに生き、暮らせるよう、人権が尊重されることが必要です。

このため、市は、誰もが一人の人間としての存在や尊厳が守られる思いやりに満ちたまち、あらゆる差別を許さないという人権意識が広く浸透したまち、多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容なまちをつくることを基本的な考え方として人権施策の推進に取り組み、人権が保障された、安心して、自分らしく生き生きと幸せを感じながら暮らせるまちを目指します。

2 共生の充実

社会経済のグローバル化が進み、多様な個性や価値観を認め合う社会の実現に向けた取組が求められています。また、地球環境への関心が一層高まる中、地球や身近な自然環境に優しいまちづくりも欠かせません。

そのため、市は、一人一人の人権が尊重され、市民が相互の理解と交流を深める中で平和に暮らせるようにすることと併せて、環境と調和を図ることができる共生のまちづくりを進

めます。

3 自治の発展

地方分権が進展する中、地域の実情に応じた対応がより一層求められており、市は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨にのっとり、自治によるまちづくりを進め、活力ある地域社会を実現するため、平成25年4月に調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を施行しました。

市民一人一人が、まちづくりの主体として、これまで以上に自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、ともに力を合わせ、まちづくりを主体的に進めていきます。

第2節 まちの将来像

共生社会への想いを大切にし、産学官民の多様な主体が連携し、市民一人一人の様々な生き方、まちのにぎわいやうるおい、地域の特性や資源等の魅力に満ちた、彩りのまちを目指します。

このため、まちの将来像を

『ともに生き ともに創る 彩りのまち調布』

とし、みんなで力を合わせて、まちづくりを進めます。

第3節 目標年度

本基本構想の目標年度は、令和12（2030）年度とします。

第4節 人口規模

市の総人口は、良好な住環境や都心に近く交通至便という立地特性等から、今日まで増加し続けてきましたが、令和2年以降、伸びが鈍化しています。

こうした中、本基本構想の計画期間において、市の総人口は、令和12（2030）年の約24万2000人をピークとして減少傾向に転じることを見込んでおり、人口減少局面を見据えたまちづくりを進めるものとします。

第5節 まちづくりの基本目標

まちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」の実現に向け、次の八つの基本目標の下、まちづくりを進めます。

1 安全に安心して住み続けられるために

平常時から市民一人一人が地域の災害リスクを意識し、災害時には、ともに助け合うとともに、地域ぐるみで犯罪の発生を未然に防止するための活動が活発に展開され、災害や犯罪から市民を守ることができるまちを目指します。

2 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために

地域の中で安心して出産や子育てをしたくなるまち、そして全ての子ども・若者が様々な学びや社会経験を得ることができ、それぞれの個性が尊重される、自由に夢を描けるまちを目指します。

3 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために

誰もがそれぞれに合った心と体の健康づくりができ、地域の中で支え合いながら、ありのままに暮らし続けられるまちを目指します。

4 学びやスポーツを通じ、誰もが充実した毎日を過ごすために

市民一人一人が、気軽に学習やスポーツに取り組み、心豊かに生き生きと過ごせるまちを目指します。

5 多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために

人権を尊重し、平和を守り続けることの大切さを未来に継承します。また、市民一人一人が多様性を認め合い、様々なつながりの中で、誰もが自分らしくいられるまちを目指します。

6 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために

既存の産業を支えつつ、多様な主体の挑戦や連携を後押しすることで、新たな価値を生み出し、発展するまちを目指します。また、魅力を生かし、市民が誇りや愛着を感じられるまちを目指します。

7 地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために

各地域の特徴を生かしながら、にぎわいや活力のある市街地と快適に暮らすことができる住環境を形成するとともに、誰もが安全で円滑に移動できる道路・交通環境が整ったまちを目指します。

8 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために

2050年に向けて持続可能な脱炭素・循環型社会を形成するとともに、大切な自然をみんなで守り、生かすまちを目指します。

第3章 分野別の将来像とまちづくりの基本方向

基本目標の達成に向けて、次のとおり具体的な施策の基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

第1節 基本目標1【防災，防犯】

安全に安心して住み続けられるために

1 日頃から災害に備え，互いに助け合うまち【防災】

市民の尊い生命と大切な財産を守るため，震災や風水害等の自然災害への防災・減災を図り，行政が行う「公助」に加えて，自らの安全は自らが守る「自助」と地域でともに助け合う「共助」による取組を促進し，ソフト・ハードの両面から安全・安心なまちづくりを進めます。

災害に強い都市基盤の整備や建築物の耐震化を促進するとともに，災害時の連絡体制や避難行動要配慮者支援等の地域防災体制の充実を図り，防災都市づくりを進めます。

2 みんなが協力して，犯罪を未然に防ぐまち【防犯】

市民一人一人が安全で安心して暮らせるよう，地域や関係機関との連携・協力の下，地域での防犯体制を強化するとともに，市民の意識啓発や相談体制の充実を図り，犯罪の起こりにくいまちづくりを進めます。

第2節 基本目標2【子育て支援, 学校教育, 子ども・若者】

安心して子どもを産み育てられ, 将来を担う子ども・若者が力を 発揮できるために

1 みんなに見守られ, 安心して子どもを産み, 育てられるまち【子育て支援】

妊娠期から子育て期にわたる, 各ライフステージの状況に応じた切れ目ない支援を実施するとともに, 妊娠を希望する市民に寄り添った支援に努めます。

市民・企業・医療機関等の様々な主体が連携して子育て支援を実施することで, 調布で子どもを産み育てたいと思えるまちづくりを進めます。あわせて, 市民にとって身近な場所で, 子育てに関する相談・支援体制の拡充を図り, 地域全体で子育てを行う環境づくりを進めます。

子育て世代包括支援センター等の機能を生かし, 妊娠・出産・育児への不安の軽減や虐待の早期発見・予防につなげる取組を推進します。

子どもの居場所づくりや学習支援, 相談体制の整備により, 様々な課題を抱えた子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。

2 子どもたちの個性が尊重され, 安心して学び成長できるまち【学校教育】

子ども一人一人の個性を尊重し, 主体的な学びにつながる学校づくりを目指すとともに, いじめや不登校を含め子どもたちを取り巻く状況に目を向け, 個に応じた教育の更なる充実を目指します。また, 地域に開かれた学校づくりにより, 地域一体となって, 子どもたちが安心して学び成長できるまちづくりを進めます。

平成24年12月20日に市内の公立小学校で発生した食物アレルギーによる死亡事故を踏まえ, アレルギー専門医等の多様な主体と連携した各種研修や, 訓練の充実を図るとともに, 食物アレルギー対応マニュアルを活用した, 安全・安心な給食の提供に引き続き取り組みます。

3 子ども・若者が, 様々な活動や交流を通して, 活躍できるまち【子ども・若者】

子ども・若者が, 互いに尊重し, 支え合うことができる環境づくりを進めるとともに, 学びや交流等を通じ, 一人一人がありのままを認め合えるまちを目指します。子ども・若者が地域で学び, 交流したくなる, 魅力ある地域づくりを進めるとともに, 行政や地域の取組に参加した子ども・若者の意見や考えが生かせる持続可能な仕組みづくりに取り組みます。

ヤングケアラー等の支援を必要とする子ども・若者に対する見守りやケアと併せて, 適切な関係機関につなげられる環境づくりに取り組みます。

子ども・若者が, 地域とのつながりを持つことで, それぞれが抱える課題を解決できるよう支援に取り組みます。

第3節 基本目標3【福祉（高齢福祉・障害福祉・地域福祉）、健康づくり】

みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために

1 みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち【福祉】

多様なニーズや幅広い世代に応じたきめ細かな相談・支援体制の充実を図るとともに、子ども・若者から高齢者まで、様々な困難を抱える市民に対して、行政による支援はもとより、自治会や地区協議会、ボランティア等と連携して地域で支え合いながら、居心地の良い居場所づくりを推進し、住み慣れた場所で暮らし続けられるまちづくりを進めます。

高齢者がいつまでも安心して生活できるよう、認知症支援や介護予防事業等を実施するとともに、高齢者と地域のつながりを創出し、地域での見守りの取組を進めます。また、障害児・者が暮らしやすくなるための支援の促進に努めます。

関係機関が連携し、ケアラーが気軽に相談できる環境づくりに取り組むとともに、その負担を和らげるための支援につなげます。

生きづらさを感じる市民が少しでも生活しやすくなるよう、困難を抱える市民への理解の促進を図ります。

デジタル技術を活用し、様々な相談・支援に関する情報発信を強化するとともに、市民の情報格差を解消するデジタルデバインド対策を推進します。

誰もが分け隔てられることなく安心して暮らせるよう、障害理解の促進と併せて、ユニバーサルデザインを踏まえた視点から、歩行が困難な市民やベビーカーの利用者が利用しやすくなるための施設のバリアフリー化等、ソフト・ハード両面で取り組みます。

2 自分に合った健康づくりを通して、心地よく過ごせるまち【健康づくり】

スポーツに取り組みやすい環境づくりや生活習慣病予防、がん対策を推進するとともに、地域・医療機関・企業等との連携により、現代の多様化する健康課題を解決し、市民一人一人の理想の健康づくりを実現できるまちづくりを進めます。あわせて、これまでの新型コロナウイルスの感染拡大への対応を踏まえた感染症対策に取り組みます。

がん等にり患した場合でも、病気やその後の人生と向き合うことができるよう、医療機関や企業等との連携により、相談・支援の仕組みを構築します。

様々なライフステージに応じた食育、歯と口腔^{こう}の健康に関する普及啓発及び健康寿命の延伸に向けた健康づくりの取組を推進します。

困難を抱える市民を孤立させない地域づくりによる自殺防止の取組等、市民一人一人に寄り添った心の健康づくりを推進します。

第4節 基本目標4【生涯学習，スポーツ・レクリエーション】

学びやスポーツを通じ，誰もが充実した毎日を過ごすために

1 多世代が生涯を通して学び合う，心豊かになれるまち【生涯学習】

誰もが時間や場所にとらわれず，自由かつ主体的に学ぶことができる環境を充実させるとともに，一人一人の知識や経験，学びの成果を生かし，教え，学び合う環境をつくることで，交流を深めながら，心のゆとりと自信を持って暮らせるまちを目指します。

生涯学習に係る情報収集・提供を積極的に行い，学びの機会を通じて市民同士が交流の輪を広げながら，学習の成果を発揮する機会や，生涯学習に取り組むきっかけをつくり，市民の生涯にわたる多様な学びを支援します。

市民が安全・安心かつ快適に学ぶことができるよう，既存施設の利便性向上や効果的で効率的な維持保全，管理運営に取り組みます。

2 生涯にわたって誰もがスポーツに親しみ，生き生きと過ごせるまち【スポーツ・レクリエーション】

国際的なスポーツ大会の開催地として，これまで築き上げてきた様々な主体とのパートナーシップを生かしながら，大会レガシーを継承・発展させていくことで，子どもから大人まで，障害の有無にかかわらずスポーツを「する・みる・支える」機会を創出し，それぞれのライフステージやライフスタイルに応じ，誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができるまちを目指します。

スポーツ施設をより効果的かつ効率的に維持保全，管理運営していくため，老朽化等を踏まえた整備に努め，市民が安全・安心かつ快適にスポーツを楽しめる環境の充実を図ります。

市民の健康の保持増進や健康寿命の延伸にも結び付くよう，プロスポーツチームや関係団体等と連携し，市民がスポーツを身近に感じ，スポーツに関心を持ち，気軽にスポーツに親しめる機会の創出を図ります。

第5節 基本目標5【共生社会（地域コミュニティ・人権・LGBTQ・多文化共生）、平和】

多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために

1 多様性を認め合い、人と人とのつながりの中で、誰もが自分らしくいられるまち【共生社会】

国籍や言語等の違いを超えて、お互いの個性・特性を認め合いながら、様々なコミュニティの中で、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指します。

性による差別や格差を解消し、地域や社会で活躍できる機会が、誰にでも平等にあるまちを目指します。

地域コミュニティ活動への参加を支援するとともに、より多くの市民ニーズに沿った交流の場を提供できるよう、ICTを活用する等、必要な時に自分のペースでゆるやかにつながる取組を推進し、安心して暮らしやすいまちを目指します。

2 戦争について学び、平和への認識を深め、未来につないでいくまち【平和】

戦争を体験した世代が少なくなっている中であっても、戦争の悲惨さを教訓として若い世代に語り継いでいくため、市内に残る戦争遺跡の維持・保存や体験談の伝承に取り組むとともに、被爆地への子どもたちの平和派遣や名誉市民である水木しげる氏の作品等を活用した取組を推進します。

次代を担う子どもたちをはじめ、様々な世代の市民が戦争や平和への関心を高め、命の尊さについて考える機会を創出し、一人一人が平和を大切に思い続けるまちを目指します。

第6節 基本目標6【産業（創業支援・地域経済）、観光、芸術・歴史文化】

調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために

1 誰もが新たなことにチャレンジでき、産業が発展するまち【産業（創業支援・地域経済）】

まちの活力を高めるために、様々な産業分野における新たなチャレンジを応援するとともに、産学官民の連携を通じて、よりよい未来に向けて発展していくまちを目指します。

市内事業者への支援、観光施策と連動した消費喚起の促進等による地域経済の活性化に取り組み、活発な経済活動が持続的に循環・発展していくまちを目指します。あわせて、市内農業者への支援や、多様な農業体験の場を通じた都市農業への理解促進等、都市農業の持続的な振興を推進します。

2 調布ならではの魅力でみんなをわくわくさせる、にぎわいのあるまち【観光】

「古刹・深大寺」、「映画のまち調布」、「水木マンガの生まれた街 調布」等の地域資源を磨き上げるとともに、市内外に向けて、調布ならではの魅力を効果的にPRすることで、多くの人々の好奇心を刺激し、にぎわいのあるまちを目指します。

3 郷土や歴史に愛着を持ち、地域の文化・芸術を発展させていくまち【芸術・歴史文化】

地域の有形・無形の歴史的・文化的資源を守り、それらへの理解や愛着を深めるとともに、新たなまちの魅力やにぎわいを創出する芸術文化の拠点の整備により、幅広い世代の市民が質の高い文化・芸術に親しむ機会により一層恵まれ、市民主体の活動が盛んなまちを目指します。

誰もが、いつでも気軽に芸術や歴史文化に触れられる環境づくりを進め、市民が文化・芸術や歴史文化により高い関心を持つことができる取組を推進します。

第7節 基本目標7【市街地整備（駅周辺・住宅・景観）、交通環境・道路整備】

地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために

1 地域ごとの特徴を生かした、快適で利便性に富み住み続けられるまち【市街地整備】

各地域の特徴や魅力を最大限に生かし、市内外から多くの人が集い、憩い、にぎわいが創出されるまちづくりを進めます。また、京王線の地下化によって創出された調布駅前広場及び鉄道敷地の整備を着実に推進し、魅力ある都市空間の形成を目指します。

調布らしいというおいのある魅力的な景観を形成するとともに、誰もが安心して暮らすことができる良質な住環境の整備に取り組みます。

2 誰もが安全で円滑に移動できる、交通環境が整ったまち【交通環境・道路整備】

都市計画道路や生活道路の整備を進め、地域の特徴に応じた道路ネットワークを形成するとともに、歩行者や自転車利用者が安全・便利に移動できるまちづくりを進めます。

あわせて、東部地域における開かずの踏切対策をはじめとした交通環境の改善を図るため、連続立体交差事業を視野に入れた取組を検討・推進します。

また、シェアサイクルやデマンド交通等のデジタル技術を活用した交通サービスに加え、これらのサービスを組み合わせたMaaSの導入促進等、地域の特性を踏まえた公共交通ネットワークの構築による市内の交通利便性の向上を図ります。

第8節 基本目標8【環境保全，緑・農地・水辺・公園】

豊かな自然と人が共生する，持続可能なまちをつくるために

1 脱炭素・循環型社会へ変革し，気候変動の抑制に貢献するまち【環境保全】

産学官民が一体となり，ゼロカーボンの実現に向け，持続可能な脱炭素・循環型社会を構築することで，世界規模での喫緊の課題である気候変動の抑制に貢献できる環境にやさしいまちづくりを進めます。その中で，公共施設の老朽化対策や長寿命化を進めるに当たっては，再生可能エネルギーの利活用をはじめとするゼロカーボンを目指した整備に取り組みます。

また，次代を担う子どもたちに良好な環境を残せるよう，環境学習や環境保全活動の充実を図ることで，市民や事業者への更なる意識啓発につなげるとともに，ごみの減量・適正処理を推進し，持続可能な環境都市の構築に取り組みます。

2 豊かな自然と人が調和し，水や緑を生かす，やすらぎのあるまち【緑・農地・水辺・公園】

豊かでぬくもりのある自然環境を将来世代に継承するため，水と緑を創り，守り，育て，人と自然が共生するまちづくりを進めます。あわせて，自然環境が有する機能を活用して，地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得るグリーンインフラの考え方を取り入れた取組を推進します。

また，身近な交流・憩いの場として，子どもや高齢者，障害者等，誰もが使いやすい公園の整備を進めるとともに，緑地の整備や都市農地の保全に取り組みます。多様な主体と連携し，公園や農地，水辺環境の魅力づくりを通して，市民が集い，憩いのあるまちづくりを推進します。

第4章 まちの将来像の実現に向けて

本基本構想に掲げるまちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」の実現に向け、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例に定めた、自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、市民と市が力を合わせながらまちづくりに取り組んでいかなければなりません。そのため、まちづくりの実践に当たっては、次のことを基本的な姿勢とします。

第1節 市民が主役のまちづくり

まちづくりの主役は市民です。個人、団体、地域、目的を問わず、多様な主体が互いを尊重し、支え合い、相互理解に基づく連帯の輪を広げながら、市民と市が協力して、豊かな地域社会の実現を目指していきます。

1 共創のまちづくりの推進

市民と行政の適切な役割分担や連携の下、参加と協働のまちづくりをより一層発展させ、多様な主体とともに考え、ともに行動し、地域課題を解決していく共創のまちづくりを推進していきます。

社会課題の解決に向け、デジタル技術の活用等による産学官民が連携・協働した取組を進めます。また、新型コロナウイルスの感染拡大による社会状況の変化に応じた市民参加手法の見直しや創意工夫に継続して取り組んでいきます。

2 情報の発信・共有化

市民と行政の信頼関係に基づくまちづくりを進めるため、市政に関する情報の共有を推進し、行政の透明化を図ります。また、市民の主体的なまちづくりに関する情報発信を推進します。あわせて、デジタルデバイド対策に意を注ぎ、デジタル機器の取扱いに不慣れな高齢者や障害者等とのきめ細かな情報共有に努めます。

第2節 市民のための市役所づくり

市民に最も身近な基礎自治体として、デジタルトランスフォーメーション（DX）等に伴う社会の変化や多様化する市民のニーズに的確かつ柔軟に対応することを通じて、市民の視点に立った市民のための市役所づくりを進めます。

1 組織体制の整備

市民に分かりやすく簡素で効率的な組織体制を整備します。また、新たな行政課題や組織の枠組みを超えた取組が必要な課題に、機動的に対処できるよう部署間の連携を強化し、施策の効果的な展開を図ることができる組織を目指します。

2 行政のデジタル化推進

行政におけるデジタル技術の活用を加速させることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化・効率化に取り組めます。取組の推進に当たっては、専門人材の確保・育

成とデジタルデバインド対策に留意します。

3 人材の確保と育成

職員一人一人が、市民に信頼され、市政の担い手として意欲を持って職務に取り組み、急速な時代の変化にも迅速・的確に対応できるよう、採用、研修、自己啓発等を通じて、これからのまちづくりに必要な人材の確保と育成を図ります。

仕事と生活の調和を図り、介護や育児等の様々な事情を持つ職員をはじめ、全ての職員がそれぞれの能力を十分に発揮し、活躍できる職場環境づくりを進めます。また、女性の視点をより市政に生かしていくため、様々な取組を通じ、一層の女性職員の活躍を推進していきます。

4 他自治体との連携・協力

市民の生活圏の拡大や広域的な行政課題に対応するため、課題の内容に応じて、多摩地域の自治体や姉妹都市等との連携・協力を推進し、市民サービスの向上や行政課題への効果的・効率的な対応につなげます。

第3節 計画的な行政の推進

地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しています。将来にわたり安定的に行財政運営を行い、市民サービスを提供していくためには、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用していく必要があります。そのため、計画・行革・予算が一体となった市政経営を推進します。

1 基本計画の策定・推進

本基本構想に基づく具体的な取組を進めるうえでの指針となる基本計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていきます。あわせて、市政を取り巻く社会経済状況の変化に応じて、計画を見直す等の柔軟な対応を図ります。

2 健全な財政運営と行政改革の推進

基本計画の策定・推進に当たっては、将来の世代に過大な負担を掛けることがないように、健全な財政を維持し、中長期的な財政の見通しを持ち、財政基盤の強化に努めるとともに、事業の調整等を行います。

社会経済状況の変化等に柔軟に対応し、質の高い市民サービスを将来にわたり、持続的に提供するため、不断の行政改革に取り組みます。

3 ファシリティ・マネジメントの推進

市が保有する公共施設及びインフラの老朽化に対応し、長期にわたり安全に安心して利用できるよう、民間活力を活用し、市民サービスとコストの最適化を図りつつ、計画的な維持保全・更新に取り組みます。

4 行政評価による行財政運営

まちづくりにおける個別の施策や事務事業については、その目的、優先性、成果、効率性等について、行政評価により検証し、改善を図ります。評価結果や事業等の見直しについては、市民に分かりやすく公表することを通じて、市民の理解が得られるよう取り組んでいきます。